

～社会教育関係団体補助金制度のあり方について～

提 言

平成18年（2006年）2月23日

大阪狭山市社会教育委員会議

はじめに

21世紀を迎えた今日、少子・高齢化が進み人口が減少するなか、長期化する不況は、少し明るいきざしは見えるものの、なお、民間企業のみならず、国・地方の財政悪化をもたらしており、本市においても、厳しい財政状況が続いている。

このような状況にあつて、本市では、より質の高い行政サービスの維持のために、「市民協働によるまちづくり」を基本として、あらゆる分野において行財政改革を進めている。補助金制度においても、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等、総合的な見直しが求められている。

さて、本市の社会教育関係団体は、これまで長年にわたり本市の社会教育行政の推進・ひとづくり・まちづくりに多大な貢献を果たしてきたものであるが、社会教育委員会では、本市の行財政改革の観点から、平成16年度から社会教育関係団体に対する補助金制度の見直しを行ってきた。さらに、平成17年7月からはワーキング部会を設置し活発な審議を重ねながら、今回、「社会教育関係団体補助金制度のあり方について」の提言を取りまとめたものである。

本提言は、社会教育行政とは何か、をあらためて検証するとともに、市民協働によるまちづくり・生涯学習・地域づくり等において社会教育行政の果たすべき役割等を明確にし、そのうえで、行政の最も基本的な部分である公平性・公正性・透明性を担保する観点から、事業審査・評価方法など、補助金制度の新たな仕組みづくりを提案するものである。さらに補助金制度のより一層の効率的かつ効果的な運用を図るため、今後とも所要の検討を行っていくことを内容としている。

本委員会では、本市教育委員会がこの提言を尊重し、補助金制度の新たな仕組みづくりを進め、さらに社会教育行政の充実を図られるよう切に希望するものである。

平成18年2月

大阪狭山市社会教育委員会
議長 樽井 正好

目 次

第 1 章 社会教育行政と生涯学習、市の補助金制度について	1
第 1 節 社会教育行政と生涯学習について	1
1. 社会教育行政について	1
2. 社会教育行政における「社会教育」(定義)	1
3. 生涯学習について	1
4. 生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政の役割について	2
5. 地域づくりにおける社会教育行政の役割について	2
図 1 : 生涯学習社会の構図	3
6. 社会教育とボランティア・NPO について	4
7. 社会教育行政と市民協働について	4
第 2 節 市の補助金制度について	5
1. 本市の補助金制度の法的根拠と取り巻く状況について	5
2. 行政と市民の守備範囲からみた補助金と委託等の関係について	5
図 2 : 市民協働の構図	5
3. 「サンセット方式補助金」について	6
第 2 章 社会教育関係団体補助金制度について	6
第 1 節 社会教育関係団体について	6
1. 社会教育法における社会教育関係団体の定義について	6
2. 社会教育関係団体の種別について	6
3. 憲法 89 条の趣旨と社会教育関係団体の自主性の尊重について	7
4. 補助の対象とする社会教育関係団体の範囲について	8
5. 社会教育関係団体の活動領域について	8
第 2 節 補助金制度の仕組みづくりについて	9
1. 現行の補助金制度における課題について	9
2. 課題解決に向けた基本的方向について	10
(1) 補助金交付対象団体の認定方針・基準の明確化	10
(2) 社会教育委員会議における審査・評価部会の設置	10
(3) 社会教育関係団体補助金の審査・評価基準の明確化	10
○審査基準項目 ○評価の方法 ○評価における採択の条件	10～12
(4) 積極的な情報公開の推進	12
第 3 章 今後の検討・実施項目について	12
1. 平成 17 年度で検討し平成 18 年度から実施する項目	12
2. 平成 18・19・20 年度の 3 年間で検討する項目	12

社会教育行政と生涯学習、市の補助金制度について

第1節 社会教育行政と生涯学習について

本節では、本市が目指す「市民協働によるまちづくり」、「生涯学習推進によるまちづくり」の視点を踏まえ、社会教育行政推進の基本的な考え方、果たすべき役割を整理する。

1. 社会教育行政について

教育基本法第7条を受けた社会教育法に国や地方公共団体の役割が規定されている。社会教育法は、国民の自由で自主的な学習活動そのものを社会教育の対象とするものではなく、国や地方公共団体が組織的な教育活動を奨励・支援することに重点をおくものとなっている。よって、教育基本法第7条の「奨励」、社会教育法第3条の「環境醸成」を中心として社会教育行政を進めることとなる。

2. 社会教育行政における「社会教育」(定義)

社会教育行政における「社会教育」の定義は、社会教育法第2条が規定する「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」であり、かつ「人々の自発的で自由な意思に基づいて、あらゆる時間・場所を活用して、実際の生活に即し、目的をもって、多様な領域で展開する教育活動」である。

3. 生涯学習について

中央教育審議会は昭和56年6月の「生涯教育について」の答申のなかで「今日、変化の激しい社会にあって人々は自己の充実・啓発や生活向上のため、適切かつ豊かな学習機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」として生涯学習を意味づけている。

また、同審議会は平成2年1月の「生涯学習の基盤整備について」の答申のなかで生涯学習を推進するにあたっての留意点として次の3点を挙げている。

- ①生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであること。
- ②生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。
- ③生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などのなかでも行われるものであること。

また、同答申において、国や地方公共団体の役割は、「生涯学習を振興するに際して国や

地方公共団体に期待される役割は、人々の学習が円滑に行われるよう、生涯学習の基盤を整備して人々の生涯学習を支援していくことである。」と示している。

4. 生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政の役割について

本市の社会教育行政は、教育基本法第7条を受けた社会教育法に基づき地方公共団体としての責務として施策を進めている。同時に、「生涯学習推進」においては、社会教育行政は、その中核的役割を担うものとして位置づけられる。

生涯学習は、人間生活に関わるあらゆる学びをあらゆる概念であり、生涯を通して、個人の人間形成に結びつくような学習活動のすべてを含むものである。例えば、喫茶店で新聞を見たり、会話やカラオケを楽しむなどの行動が自己の向上（自己変革）や社会参加に結びつく場合は生涯学習となるものである。

社会教育活動そのものは、幼児期から高齢期まで、文化・芸術・スポーツ・レクリエーション、ボランティアなど幅広い分野において、学習者が目的をもって自主的・自発的に行う活動である。この点からも、生涯学習活動の中心的位置を占めている。

生涯学習社会の構築に向け、社会教育行政は、市民生活の様々な分野における自己学習能力の向上を図っていくことが重要である。

5. 地域づくりにおける社会教育行政の役割について

社会教育行政は、主に地域社会のグループや団体を対象として、その活動を奨励・支援することに重点を置いている。

グループや団体はもともと自主的に組織されたものであり、地域のなかで、文化活動やスポーツ活動など目的をもって活動している。社会教育行政は、こうしたグループや団体の育成・活性化、まちづくりにつながるリーダー・ボランティアなどの人材の養成を図り、同時にこれらを通して、地域社会全体の教育力を高め、地域課題の解決に結び付ける役割、つまり学習成果を社会に還元する役割を持っている。

社会教育行政の地域づくりにおける役割を整理すると、次のものが考えられる。

①地域の文化やスポーツ活動を奨励・支援すること。

（このような活動が活発に行われることが市民の連帯意識を醸成するとともに地域を活性化し、地域アイデンティティの確立に繋がる。）

②地域への理解や郷土への愛着を育むこと。

③家庭や地域の教育力を高めること。

④市民が学習を通じて、地域や生活の課題を解決する力を育むこと。

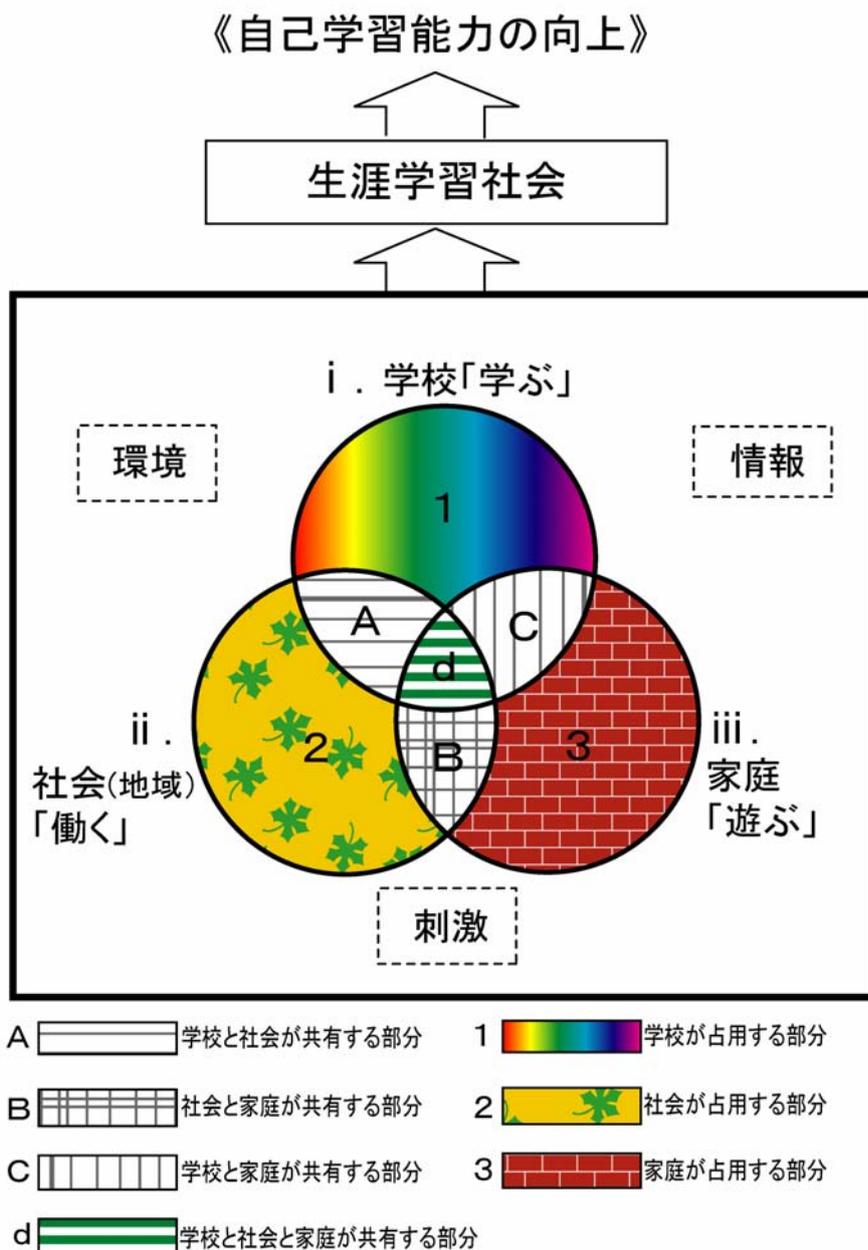
⑤地域づくり・まちづくりのリーダーやボランティアを養成すること。

⑥地域社会の学習資源（人的・物的）の確保と活用を図ること。

⑦学習の成果を社会に還元すること。

図1

生涯学習社会の構図



6. 社会教育とボランティア・NPOについて

社会教育は、個人の自己実現と学習成果の社会還元を図ることに特性がある。自己実現を図り、学習の成果を社会に生かす実践活動のひとつとして、ボランティア活動がある。

今日、ボランティアによる社会貢献活動はますます重要となっている。

また、市民公益活動団体であるNPOは、このボランティアを運営主体とし、自主性、主体性、自己責任の行動原理により活動を行っている。また、NPOの多くは地域に密着した活動を展開し、本市においても子育てや福祉、環境などの多様な分野でNPO活動はますます活発になっている。NPOは、今後、公共的サービスを柔軟に提供する主体、社会的課題の解決を図る主体として、また同時に個人の自己実現や生きがいの場を提供する主体として、本市の「市民協働によるまちづくり」に重要な役割を担うものとして期待されている。

社会教育は、個人の人格形成を図る教育活動であることはもちろんとして、同時に、学習成果の社会還元の面からは、ボランティアをはじめNPOなどの各主体における人材を育成し、まちづくりに向けた公益活動に結び付けていく機能をもつものである。

7. 社会教育行政と市民協働について

地方自治は、地方公共団体による団体自治と住民自治との両輪により成立する。

本市のめざす「市民協働によるまちづくり」とは、この両輪をつなぐ車軸、つまり行政と市民の「協働」を強化し、本来、それぞれが担うべき役割のもとに、「あらたな公共」を創造しようとするものである。

社会教育行政は、学習の成果を社会に還元していくことが重要な要素である。こうした面から、多様な学習機会の拡充により、市民の社会参加を促進するとともに、市民協働における「住民自治」の基本的部分を支える「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった市民の自治意識の醸成や人材育成、ボランティア活動の促進などを図るものである。

(注)

①「協働」とは「まちづくりに向け、市、市民、事業者及び市民公益活動団体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。」である。

②「協働の形態」について

政策提言・企画立案過程での参画、委託契約、補助金交付等、共催、事業協力、実行委員会・協議会、後援、情報提供・情報交換 などがある。

(H16年3月の「市民・市民公益活動団体との協働によるまちづくりの進め方に関するガイドライン」より抜粋)

第2節 市の補助金制度について

1. 本市の補助金制度の法的根拠と取り巻く状況について

市補助金支出の法的根拠として、地方自治法 232 条の 2 に、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定している。この法律により、本市では「補助金等交付の適正化に関する規則（昭和 50 年施行・平成元年改正施行）」を制定し、この規則に基づき各種補助金要綱を定め、各種団体に補助金を交付している。これら補助金は、各種団体等が行う公益事業に資金的支援を行うことにより、市民と行政の共通の公共的目標を達成するためのものである。副次的には団体の自立・育成支援にも繋がっていくことになる。

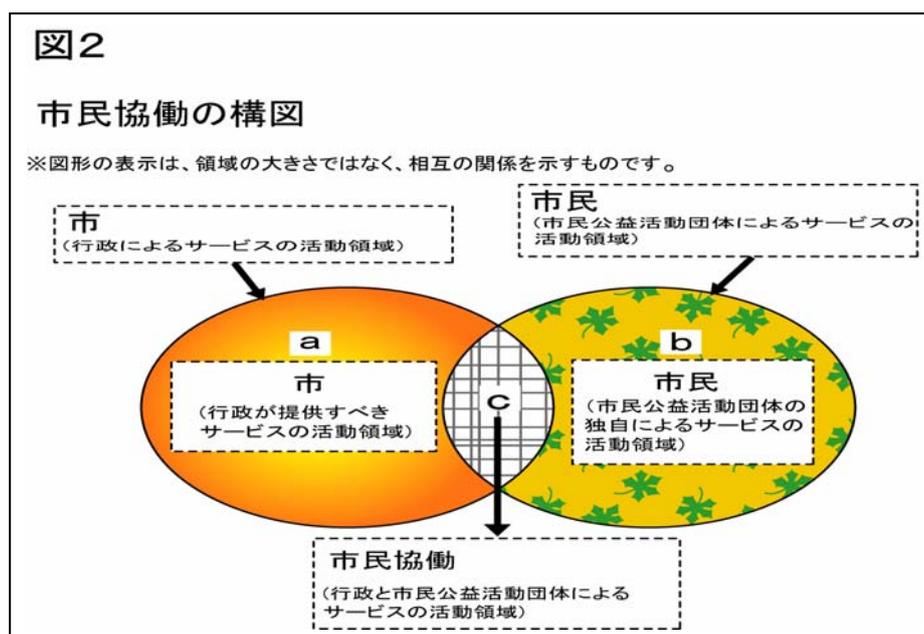
現在、行財政改革のなかで、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等の観点から検証し、目的が達成されたものや時代変化等に伴い効果が期待できなくなったもの等について、廃止・縮小・統合等の見直しが求められている。

2. 行政と市民の守備範囲からみた補助金と委託等の関係について

行政による公共サービスの活動領域のうち、行政が担うべき活動領域においては、行政が公共サービスの事業主体であり、この場合、行政は、直接執行するか、あるいはNPOなどに委託することとなる。

市民による公共サービスの活動領域においては、市民が公共サービスの事業主体となる。

行政と市民の役割が重なる協働領域においては、行政は、諸条件を勘案して、市民と共に事業主体として行うべき場合の共催事業、市民と行政の公共的共通目標の達成のための事業補助金の交付、市民団体等への事業委託の方式のいずれかを採用することとなる。



3. 「サンセット方式補助金」について

行政による公共サービスの活動領域と市民による公共サービスの活動領域が重なる領域（協働領域）において、市と市民団体が公共目標を共有することを前提に、団体が「補助金の適正化に関する規則」に適合する事業を行う場合、行政は補助金交付による事業支援を行うことを通じて、行政目標を達成することを目指すものである。

また、同時に、この補助金は団体の自立的な成長を促す支援ともなる。この場合、団体の自立を促進するという観点を重視した補助金であれば、補助期間を限定した「サンセット方式」の導入が求められる。

※【サンセット方式】

・予算や行政組織が肥大化することのないように、法律・予算・事業等に期限を設け、特に必要のない限り、その期限を過ぎたら自動的に廃止とする方式。

第2章 社会教育関係団体補助金制度について

第1節 社会教育関係団体について

社会教育法及び国の社会教育審議会答申に鑑み、社会教育関係団体の定義、交付の対象となる社会教育関係団体の種別、範囲、活動領域等についての考え方を整理する。

1. 社会教育法における社会教育関係団体の定義について

社会教育法第10条は、社会教育関係団体の定義について「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」と規定している。

※「公の支配に属しない団体」とは、団体の人事、内容、財政等に関し、国や地方公共団体から具体的に発言、指導または干渉を受けないことと理解され、住民主体の民間団体であることを意味している。

2. 社会教育関係団体の種別について

昭和46年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では、社会教育に関する団体について、「社会教育関係団体」と「その他社会教育的要素を備えている団体」に大別し、さらに「社会教育関係団体」を3分類している。

【類型】

○「社会教育関係団体」

- ①構成員の学習・向上を主とする団体（PTA、子ども会、青年団など）
- ②構成員の学習・向上とともに対外的な社会教育事業を行う団体
- ③もっぱら対外的な社会教育事業を行う団体

○「その他社会教育的要素を備えている団体」

答申では、「社会教育関係団体とは社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものであるが、その他の目的をもつ団体、例えば、政治・経済団体、生産・職業団体、福祉・厚生団体、宗教団体、労働団体等のなかで、それらの目的に関連して構成員の学習的要素が重視され、あるいはその活動の成果が何らかの意味で教育的影響力をもつ多くの団体がある。」としている。

3. 憲法 89 条の趣旨と社会教育関係団体の自主性の尊重について

憲法第 89 条（公金支出の禁止）においては、「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」に対し公金の支出を禁じている。これは、「公の支配に属しない団体」に対し公の機関が資金的な面から不当な干渉を行う動機を与えることにより、団体の自由な活動を阻害する恐れがあることを回避するために禁止したものである。

社会教育関係団体は「公の支配に属しない団体」であるが、憲法第 89 条にいうところの「公の支配に属しない教育の事業」に抵触しない事業（注 1）については、補助金交付が可能となっている。これは、社会教育関係団体の自主性を尊重しつつ、補助金交付を可能ならしめるものである。なお、社会教育関係団体への公の影響力を排除するために、社会教育法第 12 条は「社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当な統制的支配を及ぼし、またその事業に干渉を加えてはならない」ことを規定している。また、同法第 13 条においては、地方公共団体が補助金を交付しようとするときは社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないことを規定している。

※【憲法第 89 条】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

※注 1. 憲法第 89 条でいう「教育の事業」に「抵触しない事業」について

補助金の交付においては、社会教育関係団体の対象となる事業が憲法第 89 条でいう「教育の事業」に抵触しないことが前提であり、「抵触しない事業」には次のものが例示されている。（昭和 34 年社教審議会答申「社会教育関係団体の助成について」）

- ① 図書、記録、視聴覚教育の資料等を収集し、作成しまたは提供する事業
- ② 社会教育の普及、向上または奨励のための援助、助言の事業
- ③ 社会教育関係団体間の連絡調整の事業
- ④ 機関紙の発行、資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の事業
- ⑤ 体育、運動競技またはレクリエーションに関する催しの開催またはこれに参加する事業
- ⑥ 社会教育に関する研究調査の事業

- ⑦ 社会教育施設の建設及び設備の整備に関する事業
- ⑧ その他社会教育の振興に寄与する公共的意義ある適切な事業

4. 補助の対象とする社会教育関係団体の範囲について

昭和 34 年社教審議会答申「社会教育関係団体の助成について」では、『憲法でいう「教育の事業」に該当しない事業であって公共性のある適切な緊要な事業を行う社会教育関係団体に対して、その自主性を尊重しつつ積極的な助成を行い、わが国の社会教育の一層の振興発展を期すべきである。』とし、補助の対象とする団体の範囲を次のとおりとしている。

- (1) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする民法法人であること。
- (2) 法人格を有しない社会教育関係団体であっても、地域的普遍性を有するか、または、過去に堅実な実績等を有する団体で概ね次の実態を備え、かつ確実なものであること。
 - ア 定款寄付行為に類する規約を有すること。
 - イ 団体意思を決定し、執行し、代表する機構または機関が確立していること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等、会計機構を有すること。
 - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。
 - オ 主として社会教育に関する事業を行いその成果が期待できる団体であること。

5. 社会教育関係団体の活動領域について

○行政が提供すべき公共サービスの活動領域について

行政による公共サービスの活動領域（行政の守備範囲）のうち、行政が提供すべき公共サービスの活動領域においては、行政が事業主体として、直接執行するか、あるいは社会教育関係団体に事業委託を行うものとなる。

○行政と社会教育関係団体のサービス活動が重なる領域について

行政と社会教育関係団体のサービス活動が重なる領域（協働領域）、つまり、行政と社会教育関係団体の双方によるサービス活動の提供が可能な領域では、次の二つのケースが考えられる。

- ①行政が事業主体として、直接執行するケース及び社会教育関係団体に事業委託を行うケース
- ②社会教育関係団体が事業主体となり、行政との共催事業を実施するケース、行政が事業に補助金を交付するケース

これらの場合、委託か補助金かの選択にあたっては、今後とも行政が主体的な役割を担うべきと考える場合は「委託」で、あるいは市民が主体的な役割を担うべきと考える場合は「補助金」ということとなる。いずれの場合であっても行政及び市民の合意が成立していることが前提となる。

○社会教育関係団体独自の活動領域について

行政の守備範囲ではないため、社会教育関係団体への委託、共催、事業補助は行わない。

第2節 補助金制度の仕組みづくりについて

現行の社会教育関係団体の補助金制度における諸課題とその解決に向けた具体的な基本方向について下記のとおり考察する。

1. 現行の補助金制度における課題について

本市教育委員会における社会教育関係団体補助金の交付にあたっては、補助金交付要綱に基づき、行政審査を行い、社会教育委員の意見を聴いたうえで適正に交付を行ってきた。補助金交付団体においては、広く市民を対象として地域に根ざした社会教育事業を展開し多くの実績を重ね、社会教育の推進に多大な貢献を果たしてきた。しかし、近年、少子・高齢化が進み人口が減少するなか、少し明るいきざしは見えてきたとはいえ、長期化している不況は、民間企業のみならず国・地方の財政悪化をもたらしている。

こうした社会経済情勢の変化を背景として、地方行財政改革の推進、積極的な行政情報公開の社会的要請や、「市民協働によるまちづくり」の推進、行政と市民の信頼関係の構築において最も基本的な部分である公平性・公正性・透明性を担保する観点から、新たな補助金制度の仕組みづくりが求められている。

現行の補助金制度における課題は次のとおりである。

①本市教育委員会は現在 8 団体を補助金交付対象団体として認定しているが、今後、補助金交付対象団体の認定方針・基準をより明確化する必要がある。（社会教育委員会議に意見を求める。）

また、今後の補助対象団体の見直しを考えた場合、別途公募方式の導入についても検討する必要がある。（公募・非公募いずれの場合であっても、これまでの実績、地域的普遍性等を十分に考慮することが重要。）

②社会教育委員会議において補助金交付についての意見を聴いているが、社会教育関係団体の代表が同会議の委員として、補助金について意見を述べることは、市民側から見ると、自団体の補助金の審査を自ら行っていると看做されてしまう。公平性・公正性・透明性の観点から、市民に対し十分な説明責任を果たせるよう新たな仕組みを考える必要がある。

③本市では、情報公開条例を平成 10 年 3 月に制定し、市民に公文書の公開を請求する権利を保障しているが、現在の社会情勢に鑑み、より積極的な行政情報の公開が求められている。今後、補助金制度についても申請関係、事業報告、審査、評価など、一連の情報公開を進めていく必要がある。

2. 課題解決に向けた基本的方向について

上記の課題を解決するための仕組みとして次の4点が考えられる。

- (1) 補助金交付対象団体の認定方針・基準の明確化
- (2) 社会教育委員会議における審査・評価部会の設置
- (3) 社会教育関係団体補助金の審査・評価基準の明確化
- (4) 積極的な情報公開の推進

(1) 「補助金交付対象団体の認定方針・基準の明確化」について

上記1-①に関し、本市は今後、補助金交付の対象団体の認定に関する方針・基準を定める。その際、社会教育委員会議の意見を求める。また、今後、別途公募方式の導入についても検討を行う。

(2) 「社会教育委員会議における審査・評価部会の設置」について

上記1-②に関し、社会教育委員会議に審査・評価部会を設置する。部会は迅速かつ的確に事前・事後評価を行う。なお、自団体の審査・評価の際は利益相反事項として審議に加わらないものとする。

(3) 「社会教育関係団体補助金の審査・評価基準の明確化」について

上記1-②に関し、先に述べた補助金の公平性、公正性、透明性を担保するために、社会教育関係団体事業費補助金交付要綱第3条に規定する補助対象事業として採択するにあたっての審査・評価基準を明確化する。

審査・評価基準項目としては次のものが考えられる。

審査基準項目

(1) 社会貢献度（公益性）

- ①本市の社会教育行政の目標に合致する事業内容であること。
- ②市民ニーズに十分に対応できる事業であること。
(市民に共感が得られる事業であるか、共益的・互助的な活動になっていないか)
- ③本市のひとづくり・まちづくりに貢献する事業であること。
- ④市民の生涯学習の推進・地域づくりに貢献できる事業であること。
- ⑤地域課題の解決に役立つ事業であること。

(2) 波及性

- ①広く市民の参加・参画が図られている事業であること。
- ②事業の効果が広く市民に波及することが期待できること。

(3) 発展性

補助事業を通じて、団体の活性化が図られ、自立的な成長を遂げることが期待できる事業であること。

(4) 計画性

- ①事業及び予算計画に客観性・現実性・確実性があること。(実行可能な計画)
- ②事業規模・内容及び実施効果のバランスがとれていること。(費用対効果)

(5) 先駆性

生涯学習の中核的役割を果たすことが期待される社会教育において、市の歴史・文化など特性を活かした新たな事業の展開が期待される事業

(6) 事業の自立性

事業資金の確保など事業の自立に向けた努力をしていること。

評価の方法

(1) 社会貢献度（公益性）

○A B C の3段階評価を行い、Cの評価の場合は不採択事業とする。

【A 5点—公益性が高い、B 3点—公益性が十分にある、C 1点—公益性が低い】

(2) 波及性

○A B C の3段階評価を行う。

【A 5点—波及性が高い、B 3点—波及性がある、C 1点—波及性が低い】

(3) 発展性

○A B C の3段階評価を行う。

【A 5点—発展性が高い、B 3点—発展性がある、C 1点—発展性が低い】

(4) 計画性

○A B C の3段階評価を行う。

【A 5点—計画性が高い、B 3点—計画性がある、C 1点—計画性が低い】

(5) 先駆性

○A B C の3段階評価を行う。

【A 5点—先駆性が高い、B 3点—先駆性がある、C 1点—先駆性が低い】

(6) 自立性

○A B C の3段階評価を行う。

【A 5点—自立性が高い、B 3点—自立性がある、C 1点—自立性が低い】

評価における採択の条件

○各事業の社会貢献度がB以上の評価であり、総評価点が18点以上であること。(評価が分かれた場合は多数決とする。)

(4)「積極的な情報公開の推進」について

上記1-③に関し、申請から交付、事業評価に至る一連の事務手続きを整理し、積極的に情報公開を進める。

流れは別紙のとおりとする。

第3章 今後の検討・実施項目について

公平性・公正性・透明性を担保し、情報公開を進めるため、第1段階として、平成17年度において、補助金審査・評価方法の基準の明確化、審査・評価部会の設置の検討、補助金の一連の手続きの整理を行い、平成18年度から適用すべきであるとする。また、今後、残された諸課題について、先に示した基本方向に基づき、さらに検討を行う必要がある。このため、引き続きワーキング部会を設置し検討を行うものとする。今後の検討・実施項目は次のとおりとする。

1. 平成17年度で検討し平成18年度から実施する項目

○補助金審査及び評価方法の検討・適用

平成17年度において補助金の審査・評価基準を明確化し、平成18年度から適用する。

○社会教育委員会における審査・評価部会の設置

平成17年度において公平性・公正性・透明性の観点から社会教育委員会に審査・評価部会の設置を検討し、平成18年度から設置する。

○補助金の一連の手続きの整理・適用

平成17年度に申請から交付、事業評価に至る一連の事務手続きを整理し、積極的な情報公開を前提に平成18年度から適用する。

2. 平成18・19・20年度の3年間で検討する項目

○補助金交付団体の認定方針・基準の検討

補助金交付の対象となる団体の認定方針・基準づくりを進める。

○社会教育関係団体補助金における時限性と継続性の検討

昭和46年社会教育審議会答申において「直接、市町村住民を対象とする社会教育事業を行うことはできるかぎり抑制し、」「社会教育関係団体の事業とすることが可能な社会教育事業については、社会教育関係団体はその主催事業として行うように奨励し、市町村教育委員会は、その指導助言に努めること。」が示されている。これを踏まえ、各市町村教育委員会においては各種事業を精査し社会教育関係団体に事業を委ね、補助金を交付してきた経過がある。こうした点と、本来の社会教育行政

における責任と役割、市民の役割の観点から、補助金の時限性と継続性について多面的な検討を行う。

○社会教育関係団体補助金における公募制の検討

公募の場合のメリット・デメリット等を検討し整理をする。

○社会教育関係団体補助金を総合的に評価・検証するための検討

行政の責務（守備範囲：法規定・市民との合意形成）、社会教育関係団体の役割、団体実績の評価、補助金制度のメリット・デメリットなどの区分において整理を行う。

※但し、検討が完了した項目から順次、実施に移すものとする。

大阪狭山市社会教育委員

(敬称略、順不同)

氏名	所属	備考
樽井 正好	学識経験者	議長
西田 文男	学識経験者	副議長
青森 勝野	文化協会	
大西 一賢	こども会育成連絡協議会	
尾崎 多	小中学校長会	
川上 弘美	民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員部会)	
菊屋 英一	総合型地域スポーツクラブ	
中田 全亮	体育協会	
松川 元英	都市間市民交流協会	
松本 節子	青少年指導員会	
溝端 功	P T A連絡協議会	
宮崎 路子	婦人会	

社会教育委員会議「ワーキング部会」委員

(敬称略、順不同)

氏名	備考
西田 文男	部会長
菊屋 英一	
樽井 正好	
松川 元英	